

社会福祉法人 村上市社会福祉協議会
デイサービスセンター「ゆり花荘」基準該当生活介護運営規程

平成30年12月6日 制定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人村上市社会福祉協議会が運営する村上市社会福祉協議会デイサービスセンター「ゆり花荘」(以下「事業所」という。)において実施する基準該当障害福祉サービス及び基準該当通所支援(以下「基準該当障害福祉サービス等」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進、生活の質の向上を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて利用計画を作成し、これに基づき利用者に対してサービスを提供するとともに、その効果について評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的にサービスを提供する。

2 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結びつきを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努める。

3 前2項のほか、関係法令、各市町村で定める内容等を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 村上市社会福祉協議会 デイサービスセンター「ゆり花荘」
- (2) 所在地 新潟県村上市勝木 862 番地 1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 人(常勤職員)

・従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス管理責任者 1 人(常勤職員)

・基準該当障害福祉サービス等計画の作成に関する業務を行うほか、利用申込者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討等並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

- (3) 看護職員 4人(常勤2人、内1人他事業所兼務、非常勤2人)

- (4) 生活支援員 7人(常勤5人、非常勤2人)

・上記の(1)から(4)までの職員は、通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業にお

ける通所型サービスを兼務する。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日、12月31日から1月3日を除く日とする。
但し、会長が認めた場合は、営業日から除く日であっても営業日とすることができるものとする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供日 日曜日、12月31日から1月3日を除く日とする。
但し、会長が認めた場合は、サービス提供日から除く日であってもサービス提供日とすることができるものとする。
- (4) サービス提供時間 午前9時から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、25人とする。(介護保険利用者等も含む全体の人数)

(基準該当障害福祉サービス等の内容)

第7条 事業所で行う基準該当障害福祉サービス等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 基準該当障害福祉サービス計画の作成
- (2) 日常生活上の必要な見守り
- (3) 体調の変化等の観察
- (4) レクリエーション行事
- (5) 相談及び助言等

(利用者から受領する費用の額)

第8条 基準該当障害福祉サービス等を提供した際は、利用者から当該基準該当障害福祉サービス等に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、利用者から当該基準該当障害福祉サービス等に係る金額の支払いを受けるものとする。
- 3 前2項の支払いを受ける額のほか、当該基準該当障害福祉サービス等において提供する便宜に要する費用のうち、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。
 - (1) 食費は、1食当たり650円とする。
 - (2) その他、使用した物品代金については費用を必要とする場合があること。
- 4 前項までに掲げる費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書を用いて説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常事業の実施地域)

第9条 通常の実業の実施地域は、山北地区とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次の規定する内容に留意すること。

- (1) 健康状態に異常があるとき又は体調不良のときは、その旨申し出ること。
- (2) 事業所内の器具等の使用に当たっては、職員の指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、現に当該基準該当障害福祉サービス等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医等、家族若しくは身元引受人への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行う。

(非常災害対策)

第12条 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。

- 2 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(基準該当障害福祉サービス等を提供する主たる対象者)

第13条 事業所において基準該当障害福祉サービス等を提供する主たる対象者は、障害支援区分3以上(50歳以上は区分2以上)の人で次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者

(虐待防止に関する事項)

第13条の1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 成年後見制度の利用を支援する。

(5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための責任者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等障害者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(苦情解決)

第14条 提供した基準該当障害福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの 苦情

に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

苦情受付窓口 電話：0254-77-3005

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 従業員の資質の向上のために研修の機会を設ける。

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 利用者に対する基準該当障害福祉サービス等の提供に関する諸記録を整備し、当該基準該当障害福祉サービス等を提供した日から5年間保存する。

附 則

この規程は、平成30年12月6日から施行する。

経過措置

この規程の施行の日の前日までに、社会福祉法人村上市社会福祉協議会デイサービスセンター「ゆり花荘」運営規程（平成20年4月1日制定）に基づき障がい者の福祉の増進、生活の質の向上を図ることを目的に基準該当障害福祉サービスとしてなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成31年3月27日改正）

この規程は、平成31年3月27日から施行する。

附 則（令和元年12月1日改正）

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則（令和5年11月8日改正）

この規程は、令和5年11月8日から施行する。

附 則（令和6年3月18日改正）

この規程は、令和6年3月18日から施行する。